

台風及び豪雨により被害を受けた農家の皆様へ

今回の台風15号・19号及び台風21号の接近による豪雨により被災された農家の皆様へ、営農の持続を支援する事を目的に次の支援策を実施いたします。

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）【国の支援事業】

・被災した農業用ハウス等の復旧及び撤去に要する経費の支援

※台風15号による被災については、受付を終了しております。

※台風19号・台風21号豪雨に関しても、農業経営の存続及び安定化を目的に、国の支援事業が実施されることとなりました。支援事業を希望される方は**令和元年12月18日**までに、ご相談及び申し込みください。※申し込み後災害査定を実施し申請となります。

- ・ご持参いただくもの
 - ◎被災した施設等の状況の分かる写真及び罹災（被災）証明
 - ◎再建・修繕等の費用の分かる書類
 - ◎農業経営の事実が分かる書類（H29・H30の確定申告書等）

※採択条件 園芸施設共済等の保険に加入すること等

(2) いすみ市園芸施設災害復旧事業【市独自事業】

・上記の国の支援事業に該当しない被災した農業用ハウス等の復旧及び撤去に要する経費の2/10（上限30万円）を支援

- ・事業対象
 - ①事業費10万円以上の原型復旧
 - ②農業を営む方（家庭菜園は除く）
- ・必要書類
 - ①被災園芸施設の位置図・平面図
 - ②補助事業に係る見積書の写し
 - ③被害の状況が分かる写真及び罹災（被災）証明
 - ④農業経営の事実が分かる書類
（例：確定申告書の写し・出荷、販売証明（JAや直売所など継続的なもの）等）
 - ⑤補助金要綱に基づく申請書等

★対象施設 ・ガラス室・プラスチックハウス・合成樹脂板ハウス
・雨よけハウス・多目的ネットハウス
・防風ネット・畜舎

(3) いすみ市農地・農業用施設災害復旧事業【市独自事業】

・自然災害等による、農地や、用・排水路等の、農地施設の損壊による、復旧のための応急的な工事に要する経費の2/10（上限20万円）を支援

- ・事業対象
 - ①事業費10万円以上で自ら災害復旧をすることが出来ない場合
 - ②農業を営む方
- ・必要書類
 - ①被災農地の位置図・平面図
 - ②被害の状況が分かる写真
 - ③補助事業に係る見積書の写し
 - ④補助金要綱に基づく申請書等

※裏面あり

今年発生した台風等により被災したハウス用ビニール及び園芸用廃プラスチックを回収します

◎回収日 令和元年12月17日(火)12月18日(水)

午前9時～午前11時まで(時間厳守)

◎回収場所 大原地区：JAいすみ大原農産物直売所グリーンスパいすみ

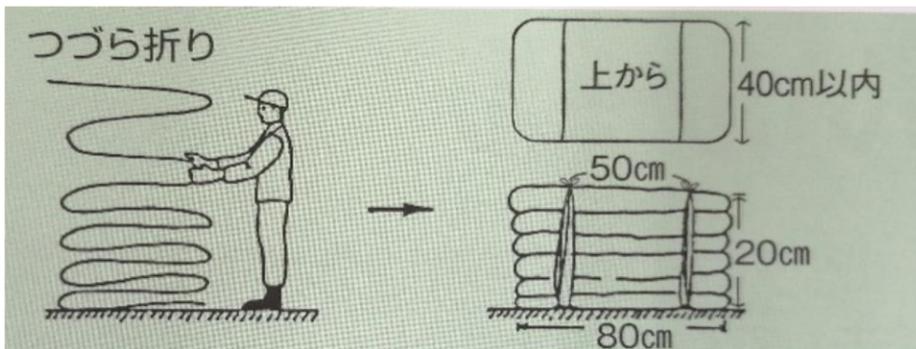
夷隅地区：JAいすみ夷隅地区購買店舗

岬地区：JAいすみ岬地区購買店舗倉庫

◎回収対象 ハウス用ビニール、農業用ポリ、肥料袋、培土袋

(注意事項)

- (1) ハウス用ビニール、農業用ポリ、肥料袋、培土袋は必ず分別してください。
- (2) ハウス用ビニール、農業用ポリは、水洗いをして土砂等を落としてから、80cm×40cm以内の長さ、20cm以内の高さでつづら折りし、1梱包約10kg、結束は同種類の物を使用し2カ所を固く結んでください。(下図を参照)
- (3) 肥料袋、培土袋は1梱包、約10kgで縦2つ折り、結束は袋と同種類の物を使用し、2カ所を固く結んでください。
- (4) 結束にマイカ線、ゴム、針金等は絶対に使用しないでください。また、石や金属等の異物は取り除いてください。
- (5) 必ず回収日の回収時間内に持ち込みをしてください。



★上記注意事項が守られていない場合、回収できませんのでご注意ください。

★農業に供したビニール等を、みだりに廃棄したり焼いたりすることは法律で禁止されています。

★支援対策についての相談・受付の総合窓口を設置します。

◎相談・受付開始日 令和元年11月18日より(8:30～19:00)

【臨時相談・受付 令和元年11月23日(土)24日(日)】

◎場所 いすみ市役所大原庁舎

問合せ先 いすみ市役所 農林課 ☎0470-62-1515